いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信(平成27年12月1日号)

#### 【今号の内容】

- ●労働契約等解説セミナー2015
- ●女性活躍推進シンポジウム~栃木県産業の成長に向けて~
- ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」のパブリック・コメント
- ●厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム
- ●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令
- ●女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針
- ●仕事と生活の調和のために、年次有給休暇を計画的に取得しましょう
- ●子育てにやさしい事業所顕彰結果発表
- ●「イクメン企業アワード2015」「イクボスアワード2015」の取組事例
- ●イクメン推進シンポジウムのレポート
- ●「働き方改革」に取り組んでいる好事例
- ●地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランスの推進事例集
- ●県内で初めて「プラチナくるみん」の取得がありました!
- ●女性活躍推進に係るリーディングカンパニーの取組事例
- ●働き方・休み方改善指標
- ●労働者の心の健康の保持増進のための指針
- ●パンフレット「派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために」
- ●パンフレット「育児休業や介護休業をすることができる期間雇用者について」
- ●パンフレット「育児休業や介護休業をする方を経済的に支援します」
- ●パンフレット「父親の仕事と育児両立読本~ワーク・ライフ・バランス ガイド~」

労働契約等解説セミナー2015

厚生労働省では、昨年度に引き続き、雇用する側 (使用者) と雇用される側(労働者) をつなぐルール である"労働契約"について、基本的な事項をわかり やすく解説するセミナーを開催します。

労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき 重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義 務などを中心とした基礎的事項を解説する「基礎セミ ナー」と、労働契約に関連する各種判例・事例を紹介 する「判例・事例セミナー」の2種類のセミナーを開 催します。

※セミナー終了後、厚生労働省都道府県労働局職員な らびにセミナー講師による「個別相談会」を設ける予 定です。

1. 日時 平成27年12月21日(月) 13:10~

- 2.場所 栃木県総合文化センター (宇都宮市本町1-8)
- 3. 定員 80名 (先着順)
- 4. 参加費 無料

申込方法等の詳細は、こちら(↓)を御覧ください。

http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20151016.html

女性活躍推進シンポジウム〜栃木県産業の成長に向けて〜

生産年齢人口の減少対策は、日本全国が共通して抱える喫緊の課題です。(公社)栃木県経済同友会では、この課題の解決策として「女性活躍推進」に焦点をあて調査研究活動を行っています。今回は、企業経営者、アドバイザー、働く女性等、様々なお立場の方々からお話をいただき「女性が企業内で活躍できる仕組み」について考察します。

- 1. 日時 平成27年12月8日(火) 16:00~
- 2. 場所 栃木県総合文化センター 特別会議室 (宇都宮市本町1-8)
- 3. 定員 200名 (先着順)
- 4. 申込期限 平成27年12月2日(水)

http://www.douyuukai.jp/

「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」 のパブリック・コメント

県 労働政策課では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の策定を進めています。現在、これまでの検討状況を取りまとめた計画案を公表し、パブリック・コメントを実施しています。

## 【意見の募集期間】

平成27年11月26日(木)~同年12月25日(金)

## 厚生労働省版ストレスチェック制度実施プログラム

厚生労働省では、平成27年11月24日から、事業者に ストレスチェック制度を円滑に導入・実施していただ けるよう、ストレスチェックの受検、結果の出力等を 簡便に実施できるプログラムを無料配布しています。

## 【ストレスチェック実施プログラムの機能】

- 1 労働者が画面でストレスチェックを受けることができる機能
- 2 労働者の受検の有無を把握する機能
- 3 労働者が入力した情報に基づく、あらかじめ設定 した判定基準に基づき、自動的に高ストレス者を判 定する機能
- 4 個人のストレスチェック結果を出力する機能
- 5 あらかじめ設定した集団ごとに、ストレスチェック結果を集計・分析(仕事のストレス判定図の作成) する機能
- 6 集団ごとの集計・分析結果を出力する機能
- 7 労働基準監督署へ報告する情報を表示する機能

http://stresscheck.mhlw.go.jp/

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関す る省令

女性活躍推進法が平成27年9月4日に公布されたことに伴い、同年10月28日に「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」が公布されました。

この省令では、一般事業主行動計画の策定にあたって把握すべき事項、届出方法について定めています。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/jyoseikatsuyaku.html

### 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針

女性活躍推進法が平成27年9月4日に公布されたことに伴い、同年11月20日に「事業主行動計画策定指針」が公布されました。

指針では、女性の活躍推進及び行動計画策定に向け た手順や、効果的な取組について定めています。

http://www.gender.go.jp/policy/suishin\_law/index.html

 $http://www.\ mhlw.\ go.\ jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000104740.\ pdf$ 

仕事と生活の調和のために、年次有給休暇を計画的に 取得しましょう

休暇取得に向けた環境づくりで、年次有給休暇の取得率向上を実現しましょう。

- 1. 年次有給休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。
  - ① 経営トップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ
  - ② 管理者が率先して休暇を取得
  - ③ 労働組合などによる企業、従業員への働きかけ
- 2.「プラスワン休暇」を実施しましょう。

労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を 組み合わせて、3日(2日)+1日以上の休暇を実 施しましょう。

3. 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しま しょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた 残りの日数については、労使協定を結べば、計画 的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる 制度です。

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/150609-01.html

フタンスのシェンを出て田が仕田が去

子育てにやさしい事業所顕彰結果発表

県及び(公財)とちぎ未来づくり財団では、子育て と仕事の両立支援に優れた取組を行っている事業所を 「子育てにやさしい事業所」として顕彰しています。 この度、平成27年度の受賞事業所が決定しました。

#### ○栃木県知事賞

ヤマゼンコミュニケイションズ株式会社

#### 【取組内容】

- ・育児休業制度の設定で、「3歳に達するまでの 子どもを養育する従業員に対する制度」の「短 時間勤務制度」について、小学校の始期までと なっており、法律を上回っている。
- ・子育てと仕事の両立に配慮した取組として、妊娠・出産・育児を理由に退職した者の再雇用制度について実績があり、一般の雇用より優先して雇用している。
- ・在宅勤務制度があり、実績がある。内容はパソ コンによる作業である。
- (公財) とちぎ未来づくり財団理事長賞
  - 社会福祉法人飛山の里福祉会
  - ・社会福祉法人真善会 特別養護老人ホームプロムナードひこや
  - · 社会医療法人博愛会 菅間記念病院
  - ・社会福祉法人桜美会 さくら保育園
  - 株式会社サンシン
  - 東峰保育園
  - ・ケーブルテレビ株式会社

http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/houdou/houdou/h27jigyousyokensyou.html

「イクメン企業アワード2015」「イクボスアワード 2015」取組事例

イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。又は、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

「イクメンプロジェクト」では、社会全体で、男性がもっと積極的に育児に関わることができる一大ムーブメントを巻き起こすべく、プロジェクトを推進しています。

「イクメンワード2015」受賞企業の取組事例集及び

「イクボスアワード2015」受賞者のインタビュー集が 公開されました。

是非、各企業での取組の参考になさってください。

http://ikumen-project.jp/download/index.php#handbook

# イクメン推進シンポジウムのレポート

平成27年10月19日(月)、時事通信ホール(東京)において、イクメン推進シンポジウムを開催され、「イクメン企業アワード2015」表彰式、「イクボスアワード2015」表彰式、「イクメンスピーチ甲子園2015」の決勝及び表彰式を行い、シンポジウムの最後には、「受賞企業はココが違う!イクメン推進で生じたメリットを紹介!」をテーマにしたパネルディスカッションが行われました。

シンポジウムの様子について、レポートが公開されています。是非、御覧ください。

http://ikumen-project.jp/active/active\_project.php

「働き方改革」に取り組んでいる好事例

栃木労働局、県及び宇都宮市は、平成27年1月に 「働き方改革」推進本部を立ち上げました。

「働き方改革」推進本部では、地域全体における働き方の見直しに向けた気運を醸成するため、労使団体等に対し「働き方改革」に関する要請行動を行うほか、企業の自主的な働き方を推進するため、取組を進める企業経営陣等を訪問しています。

県内企業で積極的に「働き方改革」に取り組んでいる好事例をフォトレポートとして御紹介しています。 是非、各企業での取組の参考になさってください。

http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\_seido\_tetsuzuki/roudoukijun\_keiyaku/sonota/20150508.html

地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランスの推 進事例集

厚生労働省では、ワーク・ライフ・バランスの推進 に向けた地域の取組などをまとめた『地域の特性を活 かしたワーク・ライフ・バランスの推進事例集』を作 成しました。

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減などワーク・ライフ・バランスの推進に向けた地域の取組や、新たに把握した地方自治体独自の取組などを取りまとめています。

#### 【掲載内容】

- (1) 地方自治体が独自に展開する地域のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組
- (2) 地域との関わりの中で従業員のワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組
- (3) 「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」実施による地域の取組

http://work-holiday.mhlw.go.jp/nenkyu-promotion/index.html#nenkyu-promotion\_1\_3

県内で初めて「プラチナくるみん」の取得がありました!

栃木労働局では、次世代育成支援対策推進法に基づく 特例認定(プラチナくるみん)(※)企業として、シー デーピージャパン株式会社(宇都宮市)を認定しまし た。

<シーデーピージャパン株式会社の取組内容> 行動計画期間:平成22年4月1日~平成27年3月31日 取組内容:

- ①育児休業を取得し、職場復帰をした社員について、 子が小学校に入学するまでの間の残業時間を、育 児・介護休業規程に定める時間数よりも少なくした。
- ②年次有給休暇の半日又は時間単位での取得を可能 とする制度の導入、計画付与日の設定改革により、 取得率をアップした。
- ③月に2回ノー残業デーを実施し、所定外労働削減を

進めた。

- ④若年者に対する就業体験機会の提供のため、イン ターンシップを受け入れた。
- (※) 特例認定 (プラチナくるみん) とは・・・

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画(従業 員の仕事と子育てに関する計画)を策定した企業のう ち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満た した企業は、申請を行うことによって「子育てサポート 企業」として、厚生労働大臣(都道府県労働局へ委任) の認定(くるみん認定)を受けることができます。

さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を 行い、一定の基準を満たすと、特例認定(プラチナくる みん認定)を受けることができます。

http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/houdo u/kintou/20151111kuruminpress2.pdf

女性活躍推進に係るリーディングカンパニーの取組事

厚生労働省では、自社の女性の活躍に向けた取組を

積極的に行っている企業の好事例を御紹介しています。

•建設業 1 社 • 製造業 7社

•情報通信業 2 社

運輸業・郵便業 2社 • 卸売業、小売業 3 社

• 金融業、保険業 2社

・宿泊業、飲食サービス業 1 社

• 教育、学習支援業 1 社

• 医療、福祉業 2 社

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html

働き方・休み方改善指標

厚生労働省では、働き方・休み方の改善によるワー

ク・ライフ・バランスの普及促進を進めるため、働き 方・休み方改善指標パンフレットを作成しました。企業 や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評 価・改善するための役立つツールである「働き方・休 み方改善指標」を御紹介しています。

また、「働き方休み方ポータルサイト」では働き 方・休み方改善指標を活用した診断を行うことができ ます。

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/d1/140312\_01\_01.pdf

http://work-holiday.mhlw.go.jp/

労働者の心の健康の保持増進のための指針

厚生労働省では、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を定め、公表しています。

この指針は、事業場において事業者が講ずるように 努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置 (メンタルヘルスケア)が適切かつ有効に実施される よう、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法につい て定めています。

#### 【主な内容】

- ・メンタルヘルスケアの基本的考え方
- ・衛生委員会等における調査審議
- ・心の健康づくり計画
- ・4つのメンタルヘルスケアの推進
- ・メンタルヘルスケアの具体的進め方

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/101004-3.html

パンフレット「派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために」

厚生労働省では、派遣労働者の労働条件・安全衛生 の確保に関する主要なポイントをまとめたパンフレッ トを作成しました。

派遣労働者については、労働時間管理が適正にな

されず割増賃金が支払われない、機械等の安全措置 が講じられていない、雇い入れ時や作業内容変更時 の安全衛生教育や健康診断が実施されていないな ど、法定労働条件に関する問題等がみられます。 パンフレットを利用し、派遣労働者の労働条件・

安全衛生の確保に取り組んでいただくようお願いし ます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/gyos yu/topics/tp090401-1.html

パンフレット「育児休業や介護休業をすることができ る期間雇用者について」

厚生労働省では、育児休業や介護休業をすることが できる期間雇用者(パート、派遣、契約社員など雇用 期間の定めのある労働者) の育児休業や介護休業につ いて解説したパンフレットを作成しました。

是非、御活用ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/11.html

パンフレット「育児休業や介護休業をする方を経済的 に支援します」

厚生労働省では、育児休業や介護休業をする方への 経済的支援について紹介するパンフレットを作成しま した。

育児休業・介護休業を取得した場合の手取り収入は どうなるのかシミュレーションし、休業中の家計を考 えてみましょう。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/12.html

パンフレット「父親の仕事と育児両立読本~ワーク・

厚生労働省では、父親の仕事と育児の両立を促進するため、育児休業をはじめとする両立支援制度の活用や子育て期のワーク・ライフ・バランスについてを掲載したパンフレットを作成しました。

これから父親・母親になる方、又は子育て期の方は、 是非参考になさってください。

http://ikumen-project.jp/wlb/wlb\_handbook.php

## 【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、 お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課 rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218 FAX 028-623-3225